凍結胚保存期間満了における各種お手続き方法

凍結胚の保存期間を延長したい

いいえ → 延長しない手続きへ（廃棄）

『凍結胚廃棄同意書』に必要事項をご記入の上、当院まで郵送してください。なお、郵送によるお手続きの際の送料は患者様のご負担となります。手続き完了後、当院より同意書の控え（コピー）を記載ご住所宛にご返送（当院送料負担）いたします。

≪書類送付先住所≫
〒982-0014　宮城県仙台市太白区大野田4丁目31-3
ＡＲＴソレイユクリニック「培養室」行

はい ↓

43歳以上である

はい → 延長手続きへ（自費）

いいえ ↓

妊娠等で不妊治療を休止しているまたは再開する予定がない

はい → 延長手続きへ（自費）

当院HP：【自費】凍結胚保存期間満了における各種手続き方法をご覧ください。

いいえ ↓

◇現在保険にて治療中の方
◇治療再開予定で治療計画を立てられる方

注）①保険治療での移植の回数制限を超えている場合は、保険で延長はできません。
但し、出産または妊娠12週以降に流死産となった場合は、回数制限がリセットされます。
・初回治療計画年齢が39歳までの回数制限：6回
・初回治療計画年齢が40歳～42歳の回数制限：3回

②凍結保存満了日から1か月以内で計画を立てられる方に限定されます。1日でも超過した場合は、自費でのご延長となります。
治療計画を立てる際は、ご夫婦でのご来院が必要となる場合があります。

いいえ → 延長手続きへ（自費）

はい → 延長手続きへ（保険）

当院HP：【保険】凍結胚保存期間満了における延長手続き方法をご覧ください。